

教育委員会教育長 訓令番号	教育委員会教育長訓令名	公布年月日
教育委員会教育長 訓令第1号	さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を 改正する訓令	令和6年3月27日

さいたま市教育委員会教育長訓令第1号

さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市教育委員会事務専決規程（平成15年さいたま市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
(用語の定義) 第2条 [略] (1)～(9) [略] (10) 副校長 小学校等、 <u>高等学校</u> 及び中等教育学校の副校長をいう。 別表（第3条関係） 個別専決事項				(用語の定義) 第2条 [略] (1)～(9) [略] (10) 副校長 小学校等及び中等教育学校の副校長をいう。 別表（第3条関係） 個別専決事項			
管理部	[略]			管理部	[略]		
学校教育部				学校教育部			
課所名	専決事項	課長	副部長 副教育長	課所名	専決事項	課長	副部長 副教育長
[略]				[略]			
教職員 人事課	1～10 [略] 11 小学校等の校長の旅行（ <u>引き続き3日以上の出張に限る。</u> ）を命令すること。 12・13 [略]	○		教職員 人事課	1～10 [略] 11 小学校等の校長の旅行（ <u>宿泊を要する県外出張又は連続する3日以上の出張に限る。</u> ）を命令すること。 12・13 [略]	○	
[略]				[略]			
教育課程 指導課及び 特別支援 教育室(共 通)	[略]			指導1 課及び 特別支 援教育 室(共 通)	[略]		

生徒指導課	[略]					指導2課	[略]				
[略]						[略]					
高校教育課	1～11 [略] 12 高等学校等の校長の旅行（ <u>引き続き3日以上の出張に限る。</u> ）を命令すること。	○				高校教育課	1～11 [略] 12 高等学校等の校長の旅行（ <u>宿泊を要する県外出張又は連続する3日以上の出張に限る。</u> ）を命令すること。	○			
	13～20 [略]						13～20 [略]				
健康教育課	1～3 [略] 4 児童・生徒の医療費補助の支給額を決定すること。	○				健康教育課	1～3 [略] 4 児童・生徒の医療費補助及び <u>給食費補助</u> の支給額を決定すること。 5 <u>学校給食施設の備品購入計画</u> を決定すること。	○			
	5 [略] 6 [略] 7 [略]						6 [略] 7 [略] 8 [略]				
おいしい給食サポート課	1 児童・生徒の給食費補助の支給額を決定すること。 2 学校給食施設の備品購入計画を決定すること。 3 学校給食用物資納入業者の登録をすること。	○	○	○							
[略]						[略]					
[略]						[略]					

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。